

平成27年度第1回精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会

議事摘録

■日時

平成27年6月15日（月）午後6時から午後8時30分まで

■場所

精華町役場3階 301会議室

■出席委員

- ・1号委員（委員長）：中 比呂志
- ・2号委員：福味 真樹紅
- ・3号委員（副委員長）：山本 正來

■出席事務局職員

- ・教育委員会教育部生涯学習課長：仲村 大
- ・教育委員会教育部生涯学習課社会体育係主幹：土井 寛
- ・教育委員会教育部生涯学習課社会教育係長：清田 武宏

■その他出席者

- ・特定非営利活動法人精華町体育協会（指定管理者）理事長：谷 譲二
- ・同職員：西田 信之

※指定管理者に対するヒアリング時のみ出席

■傍聴者

なし

■内容

1 開会

[資料]

- ・精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会設置要綱

事務局

- この評価委員会は、精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会設置要綱に基づき設置し、指定管理者を評価するために実施するものである。
- 平成25年度より、精華町立体育館・コミュニティーセンター（むくのきセンター）など4つの体育施設に指定管理者制度を導入した。
- 今回は、平成26年度の業務実績に基づき評価のうえ、その結果を教育委員会に対し報告いただく運びとなる。
- この委員会の会議は、精華町審議会等の会議の公開に関する指針に基づき公開とする。会議録についても、町のホームページ等で公開する。

2 委員長の選出等

- (1) 委員の紹介
- (2) 委員長の選出
- (3) 副委員長の指名

[資料]

- ・精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会委員名簿

今年度は、委員の任期2年目にあたることから、委員長及び副委員長の改選を行わず、前年度の体制を継続した。

委員長：中 比呂志 副委員長：山本 正來

3 議事

①報告事項

- (1) 指定管理者の管理運営に関するモニタリング評価結果について

- 施設の利用状況 ●収支決算状況 ●指定管理者の自己評価

[資料]

- ・事業報告書（指定管理者作成） ・事業報告書分析資料（事務局作成）
- ・基本協定等 ・関連例規

指定管理者から提出された事業報告書に基づき、事務局が評価を実施し、その結果をもとに事務局が作成した事業報告書分析資料について報告した。その後、各委員より意見いただいた。

事務局

- 本件の対象施設は、むくのきセンターほか、打越台グラウンド及びテニスコート、池谷公園多目的コート、木津川河川敷多目的広場となる。
- 事業報告書（指定管理者作成）は、平成26年度の事業実績に基づく数値等をまとめたもので、5月29日、指定管理者より教育委員会に対し提出いただいた。
- 提出された事業報告書（指定管理者作成）の内容に基づき、事務局で評価を行った。事業報告書分析資料（事務局作成）は、その結果をまとめたものである。
- 日常の指定管理業務において、指定管理者の瑕疵による重大な支障は発生していないものと認識していることから、指定管理者自体の是非を測る視点では評価していない。
- 本委員会でも、指定管理者の是非を測る視点で評価いただくのではなく、課題や改善点を明らかにすること、今後の運営に繋げることを前提に評価いただきたい。
- 施設の開放については、管理運営規則等に基づき、適切に対応することができた。
- 打越台テニスコートでは、早朝利用のニーズに応えるため、夏季限定で開放時間を延長した。また、前年度に比べ開放期間を約1か月延長した。
- むくのきセンターでは、過去最高の利用者数を得ることができた。指定管理者が実施する自主事業が主な増加要因と考えられる。
- 打越台テニスコートでは、利用者数が減少する結果となった。施設の老朽化や経年劣化が主な要因と考えられる。
- 収入では、予算を上回る結果となった。特に、指定管理者が実施する自主事業による収入は、前年度に比べ約2倍の収入を得ることができた。
- 支出では、修繕料を除く科目で予算を下回る結果となった。電気利用料は値上げされたことで、大幅な増額が懸念されたが、指定管理者の徹底した節電と利用者の協力を得たことで、抑制することができた。
- 修繕料は、経年劣化への対応が多く、本来であれば設置者である教育委員会が対応すべき内容が見受けられる。
- 収支全体ではバランスを保つことができていることから、健全な経営ができたものと評価できる。

山本委員

- 電気利用料の節電対策が効果的であったという評価であるが、具体的にどのように実施されているのか。また、体育協会職員の中では、どこまで徹底されているのか。

事務局

- 役場庁舎と同じように、通常時は通路などの共用部分は消灯されていることが多い。また事務室内も使用していない部分は消灯するなど、こまめな対応がなされている。
- 指定管理者制度導入から2年が経過し、導入当初に比べ、体育協会職員の節電意識は高まっているように見受けられる。

福味委員

- 電気代の値上げ、消費税率の引き上げの動向を受け、現在設定されている、むくのきセンターの照明の利用料金は妥当な金額となっているのか。
- 他の自治体の体育施設や地域の集会所などでは、冷暖房の利用料を別途徴収する場合がある。別途徴収することで、利用者の節電意識の向上にもつながるのではないか。

事務局

- むくのきセンターの利用料金は、施設開所時に定めて以降、見直しは行っていない。委員ご指摘の条件を踏まえ、金額の妥当性について研究していく必要があると認識している。
- むくのきセンターの各会議室では、冷暖房利用料を別途徴収していない。利用料金の見直し、新たな料金区分の設定には、条例改正が伴うこと、利用者への十分な事前周知が必要になることから、根拠について十分に研究し整理していきたい。

中委員長

- 平成29年には、消費税率の引き上げが予定されている。利用者にとって利用料金に変更がないことは歓迎されるが、料金の適正化を図るため、実費相当を徴収する検討を進めてはどうか。

事務局

- 消費税率や電気料金の動向を見据え、備品などを含む施設全体の利用料金を総合的に見直すことも課題と考える。

福味委員

- 年度当初の予算に比べ、決算では修繕料が大幅な増額となった。最も影響を与えた施設はいずれの施設か。

事務局

- 指定管理者による修繕は、日常の運営に支障をきたしかねない箇所から優先的に実施していただいた。
- 過年度からの継続課題である、打越台テニスコートの全面張替など、多額の経費を要するものは万全な対応を進めることができていない状況にある。

中委員長

- 指定管理者が実施された修繕には、本来であれば、教育委員会が実施すべき

箇所は含まれているのか。

事務局

- 修繕内容の実施主体を教育委員会か指定管理者とするかは、基本協定に基づき5万円を基準額としている。
- 5万円を超えない場合は、簡易な修繕として指定管理者に対応いただくこととしている。
- 5万円を超える場合であっても、指定管理者から提案いただき、教育委員会が承認することで、指定管理者の負担により対応いただく場合もある。

中委員長

- 修繕内容を確認したところ、5万円を超える内容が含まれている。設置者である教育委員会の負担により実施すべき内容が多く含まれているように見受けられる。

事務局

- 教育委員会で十分な予算が確保できていないことから、ご指摘のとおり状況にある。
- 基本協定に謳う基準額を踏まえ、指定管理者に多くの修繕を実施いただいている状況は好ましくないものとする。
- 町の財政状況が非常に厳しいことから、即座に教育委員会で多くの予算を確保することは困難であるが、少しでも多くの予算確保に努めていきたい。

②審議事項

(1) 指定管理者の評価について

[資料]

- ・事業報告書（指定管理者作成）
- ・事業報告書分析資料（事務局作成）
- ・基本協定等
- ・関連例規

評価委員会からの事前要請により、指定管理者である特定非営利活動法人精華町体育協会に出席いただき、ヒアリングを実施した。

～特定非営利活動法人精華町体育協会 入室～

中委員長

- 予算に比べ修繕料が大幅に増額する結果となった。指定管理者が把握している各施設の経年劣化の状況についてご説明願いたい。

指定管理者

- 指定管理物件のうち、昭和60年代に設置された打越台グラウンド及びテニスコートの劣化が懸案事項と考えている。

- テニスコートは前回の全面張替から15年が経過しており、部分張替では十分な対応ができていない状況にある。
- また、グラウンドの照明設備は、耐用年数が経過し、部品の生産も終了していることから、抜本的な改善が必要である。

中委員長

- 昨年度、実施された利用者アンケートはどのような結果だったか。

指定管理者

- 設定したいずれの項目においても、満足度はおおむね高い結果であった。
- 利用料金に対する満足度が、他の項目に比べ低い結果であった。
- 施設の利用に際し、事前予約を原則としていることから、当日利用を可能にするよう意見があった。
- 当日の利用希望に対応することは、職員の勤務体制から十分な体制がとれない可能性がある。しかし、可能な範囲で柔軟に対応できるよう、結果を踏まえ検討していきたい。

福味委員

- 利用者から、むくのきセンターでは、飲食可能なスペースが不足しているという意見を伺ったことがある。

指定管理者

- 各会議室での飲食禁止を変更することは検討していない。
- 指定管理者制度導入以降、2階入り口横の休憩スペースを新たに飲食可能スペースとしたが、床の汚れが絶えない状況にある。
- 利用者アンケートの結果では、食事スペースの増設を要望する意見が無かったため、現時点で増設は検討していない。

中委員長

- 利用者アンケートの結果を踏まえ、改善可能な点については積極的に検討を進めていただきたい。
- 指定管理者と教育委員会との情報共有を図るための会議は、定期的に実施することができたか。平成25年度は、定期開催できていなかった取り組みである。

指定管理者

- 平成26年度は、概ね月1回程度の頻度で会議を実施した。
- 修繕に関する調整、利用者からの要望への対応など、課題と情報を共有し連携を密にとることができたと考える。

福味委員

- 他自治体のコミュニティーセンターでは、フリーマーケットのような多数の住民が集うイベントを実施している事例がある。
- 地域住民の愛着を育むため、これまでにないイベントを企画してはどうか。

指定管理者

- むくのきセンターの立地環境から、主に車での来場が想定される一方で、駐車スペースに限りがあることから、積極的な検討には至っていない。
- 大規模な行事を開催する際には、隣接する木津川上流浄化センターの協力を得、敷地を開放いただき駐車スペースとしているが、常時、十分なスペースを確保することは困難と考える。

中委員長

- 多くの人がむくのきセンターに集うことで、地元や施設への愛着を育むとともに、希薄化するコミュニティの醸成にも寄与することとなる。
- 地域住民が集うことで、体育施設の利用向上にも繋がる効果が期待できるので、これからも検討を進められたい。

～特定非営利活動法人精華町体育協会 退室～

中委員長

- 本日の議論の結果を踏まえ、委員長と事務局とで原案を作成し、第2回の委員会にて最終調整を進めていきたい。

4 その他

事務局より、次回の委員会日程について説明。

5 閉会